

千歳市公共工事に係る発注の見通し並びに契約情報等の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）第7条及び第8条並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第5条、第6条及び第7条の規定に基づき、市が行う公共工事に係る発注の見通し並びに入札及び契約に関する情報の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第2条 法第7条第1項の規定による公共工事の発注の見通しに関する事項の公表は、千歳市発注予定工事一覧（第1号様式。以下「予定工事一覧」という。）により行うものとする。

(発注の見通しに関する事項の内容の修正)

第3条 市長は、次に掲げる時期を目途として、前条の規定により公表した予定工事一覧を見直し、変更事項がある場合には、変更後の当該事項を千歳市発注予定工事追加・変更分一覧（第1号様式の2。以下「予定工事追加・変更分一覧」という。）により公表するものとする。

- (1) 7月上旬
- (2) 10月上旬
- (3) 1月上旬
- (4) その他市長が必要と認める時期

(入札参加資格等の公表)

第4条 令第7条第1項及び第2項第1号の規定により一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿並びに指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準について公表するものは、次のとおりとする。

- (1) 千歳市建設工事請負業者資格審査基準に関する規程（平成3年千歳市訓令第2号）
- (2) 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る告示の写し
- (3) 千歳市建設工事請負業者選定及び指名基準に関する規程（平成3年千歳市訓令第3号）
- (4) 工事発注の標準となる契約予定価格（平成7年市長決裁）
- (5) 千歳市競争入札参加資格事務取扱規程（平成14年千歳市訓令第20号）
- (6) 制限付一般競争入札実施要綱（平成8年市長決裁）
- (7) 制限付一般競争入札取扱要領（平成8年建設部長決裁）
- (8) 事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成22年市長決裁）

(9) 一般競争入札執行に係る告示の写し

(10) 千歳市建設工事競争入札参加資格者名簿（第2号様式及び第2号様式の2。以下「資格者名簿」という。）

（入札参加者の公表）

第5条 令第7条第2項第2号及び第3号に規定する事項（同項第3号の指名した理由を除く。）

の公表は、指名の通知又は入札の執行後、速やかに千歳市一般競争入札参加資格審査申請者及び入札参加状況一覧（第3号様式）及び千歳市指名競争入札指名業者一覧（第3号様式の2）により行うものとする。

（入札の結果に関する事項の公表）

第6条 令第7条第2項第3号、第4号及び第5号に規定する事項（同項第3号の指名した理由に限る。）の公表は、落札者の決定後、速やかに千歳市工事入札結果表（第4号様式）により行うものとする。

2 令第7条第2項第6号に規定する事項の公表は、落札者の決定後、速やかに第5号様式により行うものとする。

（契約の内容に関する事項の公表）

第7条 令第7条第2項第9号及び第10号に規定する事項の公表は、契約締結後、速やかに千歳市工事契約状況表（第6号様式。以下「契約状況表」という。）により行うものとする。

2 令第7条第3項に規定する契約金額の変更を伴う契約変更をした場合の公表は、当該変更に係る契約締結後、速やかに契約変更年月日、変更金額、変更内容及び変更理由を契約状況表により公表するものとする。

（公表の方法）

第8条 公表の方法は、公衆の閲覧に供する方法とし、総務部契約管財課閲覧室及びインターネットによる千歳市ホームページにおける閲覧とする。

（閲覧の期間）

第9条 予定工事一覧は、公表の日から当該年度の3月31日までの間、閲覧に供するものとする。

2 予定工事追加・変更分一覧は、修正後速やかに行うものとし、公表の日から当該年度の3月31日までの間、閲覧に供するものとする。

3 第4条第8号の告示の写しは、当該告示をした日からその日の属する年度の翌年度の3月31日までの間、閲覧に供するものとする。

4 資格者名簿は、資格の認定の日以後速やかに公表し、当該資格の有効期限までの間、閲覧に供

するものとする。

- 5 第5条から第7条までの規定により公表する入札参加者、入札結果及び契約内容に関する事項は、当該公表の日からその日の属する年度の翌年度の3月31日までの間、閲覧に供するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (平成14年4月1日市長決裁)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日市長決裁)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月21日市長決裁)

この要綱は、平成22年7月7日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日市長決裁)

この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

第1号様式の2 (第3条関係)

第2号様式 (第4条関係)

第2号様式の2 (第4条関係)

第3号様式 (第5条関係)

第3号様式の2 (第5条関係)

第4号様式 (第6条関係)

第5号様式 (第6条関係)

第6号様式 (第7条関係)